

部活動

ガイドライン



高石市立高石中学校

令和8年（2026）年 6月

はじめに

中学校における部活動は、基礎体力や技術力の向上をもとより、日常的な異年齢交流による人間関係の構築、マナーや言葉遣いを学ぶ場として、大きな役割を担っています。

また、日々の練習の成果を試合やコンクール等での経験を通して、達成感や成就感、時には落胆を経験することもあり、人格形成の上で重要な教育的意義があります。

さらに、生涯にわたってスポーツを行う・楽しむ・親しむための第一歩であること、生涯の友達や仲間を作る機会ともなっています。

しかし、近年の少子化による影響で生徒数や教員数が減少しており、これまでと同様に高石中学校の部活動を継続して運営することは大変困難な状況となっています。

そこで、高石中学校ではスポーツ庁及び文化庁において令和4年12月27日に示された『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』の内容と『高石市中学校部活動ガイドライン』の内容をふまえ、近年の部活動指導における課題と、部活動のさらなる充実・活性化を目指して『高石市立高石中学校部活動ガイドライン』を策定いたしました。

令和8年 6月 施行

1. 部活動の意義

中学校における部活動は、学校教育活動の一環として、共通の趣味・関心のあるスポーツ・文化的活動において一つの目標に向かって取り組み、心身ともに大きく成長する中学生期にとって、大変有意義な活動である。

大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養うことにつながり、心・技・体を向上させる上で、部活動が担う役割は大きなものがある。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たし、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員と密接に触れ合う場としても大きな意義を有している。

このように、部活動は生徒のスポーツや文化及び科学等の活動と人間形成を支援するものであり、その適切な運営は、生徒の明るい正しい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高めることにもつながる。

2. 部活動の位置付け

中学校の部活動は、学習指導要領において、以下のように位置づけられている。

中学校学習指導要領 【 抜粋 】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1. 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3. 指摘されている部活動の課題

(1) 教員の負担増

- ① 国税調査によると、日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域の中で最長であり、その中でも部活動の指導時間が特に長い。
- ② 教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備や生徒との個別面談、家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携を図る上で支障となると懸念される。
- ③ 運動部活動のうち、教員が担当している部活動の競技経験がない顧問が複数名いる。

- ④ 主として開催される大会等、校外での活動の引率は教員が行っており、特に土日や祝日に活動がある場合は、休日が休日とならない状況となっている。また、それだけでなく大会運営や競技役員、未経験種目の審判なども負担となっている。
- ⑤ 常勤の教員は、全員が顧問になることを原則としている。

(2) 生徒の負担増

- ① 練習や活動の、日数や時間によって生徒の負担も大きくなり、睡眠不足に伴う授業への影響が懸念される。
- ② 運動部活動において、長時間の練習等による生徒のスポーツ障害が懸念される。
- ③ 勝利至上主義に陥ることでの精神的・肉体的負担が懸念される。

4. 部活動の方針等のガイドライン策定に関して

- (1) 「高石市部活動ガイドライン」の策定を受け、部活動がより良い活動となるよう、「高石市部活動ガイドライン」の内容に基づき、「高石中学校部活動ガイドライン」を策定し、実情に応じて、毎年度見直しを図る。
- (2) 「高石中学校部活動ガイドライン」には、休養日及び活動時間の設定（長期休業期間も含む）について明記する。
- (3) 「高石中学校部活動ガイドライン」は、保護者の方や地域の方の理解を得るため、高石中学校ホームページを通じて公表する。

5. 適切な部活動の実施に向けて

(1) 適切な部活動の設置

- ① 部活動の活動内容や生徒・教員の人数をふまえ、適正な数の部活動を設置する。毎年度、部活動の数を見直し、必要と判断すれば、募集停止や廃部などの措置を取る。
- ② すでに設置されている部活動の募集停止や廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、廃止を決定する。

- ③ 新しい部活動の設置を検討する場合は、他の中学校の該当部活動設置状況や長期的に存続が可能であるかどうかを学校内で十分協議した上で、校長が決定する。また、生徒のニーズをふまえた活動であるのかも十分検討する。また、既存の部以外（未設置クラブ）の競技等については、教員の負担増につながるので、原則として生徒の引率等を行わない。

（２）顧問の役割

① 工夫した部活動の運営

- ＊ 学校教育において、部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。

② 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営

- ＊ 作成した計画は早い段階で生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。
- ＊ 生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。

③ 生徒の指導・育成

- ＊ 技術指導に特化することなく、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。

④ 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団作り

- ＊ 生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団作りに努める。

⑤ 事故防止と安全指導（安全配慮義務）

- ＊ 在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、安全指導と事故防止を指導と設備点検の両面から行う。

⑥ 他の教員との連携

- ＊ 担任をはじめとする他の教員と連携を図り、生徒の学校生活を支援する。

⑦ 部活動ミーティングの実施と運営の補助（部員の主体性の確保）

- ＊ 部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われるよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営の補助をする。

⑧ 校外活動における生徒の引率

- ＊ 大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合は自転車もしくは電車で引率する。ただし、別の方法でしか引率できない場合は他の方法も認めるが、管理職には必ず報告すること。

⑨ 保護者との連携・調整（活動の理解や具体的対応等）

- * 部活動を円滑に行うことができるよう、保護者との連携を密に図り、理解が得られるよう努める。
- * 事故等の責任が運転者にかかることを鑑み、生徒の大会等会場への交通手段として、教員や保護者の自家用車は使用しない。

⑩ 近隣の学校や他団体等との連携・調整

- * 練習試合や合同練習または、大会やコンクールの参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

⑪ 施設・用具の管理

- * 部活動で使用する施設や用具を安全に使用できるよう点検・管理し、活動時における安全配慮に努める。

⑫ 部活動予算の管理

- * 学校で配当される部活動予算を計画的に支出し、適正な予算管理を行う。

（３）部活動実施計画の作成と保護者・生徒への周知と学校長への提出

部活動の実施計画を立て、生徒や保護者に提示することは、顧問の大切な役割の一つである。あらかじめ活動計画を知らせることで、部活動休養日の家庭内での予定が計画しやすくなり、家庭事情も考慮した配慮の積み重ねが保護者の部活動への理解につながり、ひいては部活動への大きな支援へとつながるものである。

① 年間実施計画

- * 年間を見通して、どの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。
ただし、大会やコンクール等の年間スケジュールが確定している部活動もあればそうでない部活動もあることを考慮し、顧問が把握した時点で提示するものとする。

② 月間実施計画

- * 年間実施計画や学校の行事等をもとに月間実施計画を作成し、校長に提出し承認を受ける。また、生徒・保護者にも提示する。月間実施計画は前月中に提示することとする。

（４）事故防止と安全管理

- ① 熱中症等、オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。また、当日の気温や湿度など環境面には十分に注意しながら活動する。少なくとも１時間に１回以上の休憩時間を設けることが望ましい。
- ② 活動中の事故の未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動や安全を脅かすような行動がないよう、安全管理に関する指導を徹底すること。
- ③ 活動場所や施設、用具等の安全点検を定期的に行うこと。特に、使用頻度の高い施設や用具については、頻繁に点検を実施し、安全に使用できることを確認することが望ましい。
- ④ 万が一事故が発生した場合は、ＡＥＤの使用や心肺蘇生等の応急手当の実施等と併せて、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応をとること。

（５）休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下を基準とする。

【 休養日 】 １週間のうち、少なくとも２日間を休養日とする。そのうち、１日は土日に設定する。

① 平日の休養日について

- ＊ 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（ノークラブデーなど）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認められない。確実に週２日以上を休養日を設ける。
- ＊ 水曜日は２週間に一度「ノークラブデー」と設定し、部活動停止日とする。ただし、活動場所の関係から各部活動単位で決定することもある。
- ＊ 原則、休養日は計画的に設定するが、天候等の理由で急遽、その日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日・祝日の休養日について

- ＊ 土日のどちらかは休養日として設定すること。ただし、大会やコンクール等の直前（１週間前）の土日の活動に関しては、生徒及び教員の健康面を十分に配慮した上で、校長の判断で実施することを可能とする。
- ＊ ３日以上が連続する場合は、２日に対して１日の休養日を設定する。
- ＊ 土日と連続しない祝日は、休養日の設定に関しては平日と同様の扱いとする。

③ 長期休業中の休養日について

- ＊ １週間のうち２日間を休養日と設定する。
- ＊ 夏季休業中の、「学校閉庁日」の期間は休養日と設定する。
- ＊ １２月２９日～１月３日は休養日と設定する。

【 活動時間 】

① 平日の活動時間について

- * 放課後の練習は最終下校（17 時もしくは 17 時 30 分）の時間に下校が間に合うように練習を終了する。
- * 短縮期間など、時程が普段と違う場合は原則 2 時間以内の練習とする。活動時間が 2 時間を超える場合は、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分に配慮すること。
- * 原則、朝練習は実施しないこととする。大会やコンクール等の直前で朝練習が必要な場合は、事前に校長に承認を得ること。また、実施の場合は 7 時 30 分以降からの活動とし、8 時 30 分の始業には影響が出ないように調整すること。

② 週休日及び休日の活動について（長期休業期間を含む）

- * 原則、3 時間以内の活動とする。ただし、準備や片付けの時間は含まない。
- * 活動内容（大会・練習試合・コンクール等）により、活動時間が 3 時間を超える場合は、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒の健康面を十分に配慮すること。

（6）体罰の禁止

部活動を含め、教育の場においては、指導と称して「殴る」・「蹴る」こと等はもちろん、懲戒としての体罰が、当然、禁止されており、決してあってはならないことである。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は決して許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

体罰は、指導とは異なる明らかな暴力行為であり、学校教育法で明確に禁止されている、決して許されない行為である。これまで体罰を「指導方法のひとつ」、「指導の一環」と捉える向きもあったが、学校は、そのような考えを改めるとともに、部活動をはじめ学校の教育活動全体における、体罰根絶に向けて、外部指導者や地域とともに取り組まなければならない。

（7）部活動支援

- ① 大会やコンクール等（中体連主催や正式なものに限る）の派遣費は、PTA 会費から片道分を補助として賄う。

【 附則 】

このガイドラインは、国や大阪府の動向を注視し、必要に応じてガイドラインの見直しを図る。その他、部活動に関わる状況が変わった際には、本ガイドラインを必要に応じて改定することとする。